

特定施設（振動）

次表に掲げる特定施設を有する工場・事業所は特定工場等となり、振動規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模	
1	金属加工機械	(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ロ)機械プレス	
		(ハ)せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
		(ニ)鍛造機	
		(ホ)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		
4	織機	原動機を用いるものであること。	
5	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。	
	(2) コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。	
6	木材加工機械	(1)ドラムパッカー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
		(2)チップパー	
7	印刷機械		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。	
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	